

教育補助（T A）制度の実施に関する申合せ

	平成22年	4月28日	研究科委員会
改正	平成23年	2月23日	研究科委員会
改正	平成23年	5月25日	研究科委員会
改正	平成25年	5月22日	研究科委員会
改正	平成26年	3月19日	研究科委員会
改正	平成26年	5月28日	研究科委員会
改正	平成26年12月	17日	研究科委員会
改正	平成27年	7月22日	研究科委員会
改正	平成28年	5月25日	研究科委員会
改正	令和4年	5月25日	研究科委員会
改正	令和6年	2月28日	研究科委員会
改正	令和7年	5月28日	研究科委員会

1 T A制度の趣旨

本制度は、保健医療系の教員の養成に資することを目的とし、博士後期課程及び博士前期課程の学生に教育経験の機会を提供するとともに経済的支援の一環として行う。

2 実施の方法

担当時間数及び研修受講時間に応じた報償費は、公費負担（単価等の基準については別途定める。）とする。なお、公務員である学生については、公費（大学院T A予算）による報償費は支給しない。

（1） 対象：博士後期課程及び博士前期課程の学生とする。

（2） 対象業務

ア 博士後期課程の学生：博士前期課程、専攻科及び学部の学生を対象とした業務とする。

イ 博士前期課程の学生：専攻科及び学部の学生を対象とした業務とする。

（3） 方法

ア T A制度は、T A指導教員の責任の下に実施する。（講義等の準備に関する作業を含め担当内容の決定、指導方針の決定、学生・受講生への周知・事前説明等）。

T A指導教員とは、講義・演習・実験・実習等の授業科目（以下「授業科目」と表記）については科目責任者の教員（科目責任者が非常勤講師の場合は連絡教員）とし、授業科目でないもの（自己学修補助、レポート・論文作成支援等）についてはT A採用の申請を行った教員を指す。

なお、授業科目のうち学生研究科目については、直接学生の指導にあたる教員をT A指導教員とすることができる。

イ T Aの採用を希望する教員は、採用を希望する年度の前年度の所定の期日までに、研究科委員会へ以下により申請する。ただし、新規採用教員については、採用年度に限り、申請期限を設けないものとする。

なお、申請が予定応募数を下回る場合は、随時希望を募ることとし、その際は期限を10月末とする。

【授業科目】

事務局が行う実施希望調査に回答すること。

【授業科目でないもの】

T A採用申請書を事務局教務課へ提出すること。

ウ 研究科委員会は、イの申請内容について審議を行い、承認された業務をホームページや学内掲示板で周知し、希望者を募る。

エ T Aを希望する学生は、応募の前に主たる研究指導教員の承認を得て、T A応募申請

書を提出する。

オ T Aの応募のあった業務のT A指導教員は、T A実施計画書に必要事項を記入し、研究科委員会に提出する。なお、T A指導教員と科目責任者が異なる場合は、T A実施計画書を提出する前に科目責任者の確認を受けなければならない。

カ T A採用においては、博士後期課程の学生を優先する。

キ T A採用に当たっては、対象科目のうち学生研究科目を除く科目を優先する。

ク T A申請の総額が当該年度の予算を超える場合は、学生の教育・研究に支障が生じない範囲で別途調整する。

ケ 研究科委員会は、T A採用の可否を決定し、T A希望者及びT Aの採用を希望した教員に採用の結果を通知する。

コ T A指導教員は、前期又は後期の業務終了後、速やかにT A実施報告書を研究科委員会に提出する。なお、T A指導教員と科目責任者が異なる場合は、T A実施報告書を提出する前に科目責任者の確認を受けなければならない。

3 その他

演習科目等で当該科目の単位修得に関連して学生が行う教育経験を積むための行為は、この申合せに関わらず実施できる。この場合において、公費（大学院T A予算）による報償費は支給しない。

付 則

(施行期日)

この申合せによる取扱い	は、平成 22 年	4 月 28 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 23 年	2 月 23 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 23 年	5 月 25 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 25 年	5 月 22 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 26 年	4 月 1 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 26 年	5 月 28 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 26 年 12 月	17 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 27 年	7 月 22 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、平成 28 年	5 月 25 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、令和 4 年	5 月 25 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、令和 6 年	4 月 1 日から施行する。
この申合せによる取扱い	は、令和 7 年	5 月 28 日から施行する。